

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当省庁				期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	
(1)災害に強い地域づくり					
②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員					
(iiハ関連) 津波避難ビル等の 指定促進 (4)⑤ ii、iiiに再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成17年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。 ○ また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。 ○ 平成24年7月18日に津波避難対策検討ワーキンググループ報告を取りまとめ、津波避難対策の基本的考え方や今後の具体的な方向性について示した。 ○ 平成27年度より、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の見直し等に向けた検討を行い、平成29年7月5日に津波からの避難のための施設に係る各種規定等と津波避難ビル等との関係について整理した技術的助言を公表するとともに、津波避難ビル等に係る事例を取りまとめ、津波避難に関して参考となる事例集を公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、津波防災対策を推進するための取組を行う。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。
(iiホ関連) 幹線交通網へのアクセス確保	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> (交通安全施設等の整備) 【再掲 5(1)①(ii)】 (信号機電源付加装置の整備等) ○ 令和元年度まで、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> (交通安全施設等の整備) 【再掲 5(1)①(ii)】 (信号機電源付加装置の整備等) ○ 被災地におけるまちづくりに合わせて、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備事業に要する経費 21,504百万円の内数【令和2年度予算(一般会計)】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費 556百万円【令和2年度予算(復興特会)】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地における安全・安心な交通環境を確保する。

<p>(ii 関連) 避難関係・無線の高度化</p>	<p>総務省</p>	<p>○ 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月改定)に基づき、市町村は都道府県等の助言を受けながら具体的でわかりやすい発令基準を策定するよう要請した。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)に基づき、市町村が本指針を活用し適切に対応するとともに、都道府県が支援するよう要請した。さらに、津波避難計画の策定状況等を踏まえ、市町村の当該計画の策定を含めた津波避難対策の推進を要請した。</p> <p>○ 震災により被害を受けた消防救急無線及び防災行政無線について、被災地の実情に応じた復旧が可能となるよう補助金を交付した。また、全国の防災行政無線の整備を促進するため、地方債等の財政支援を講じるとともに、専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等を行った。</p> <p>○ 全国瞬時警報システム(Jアラート)については、大津波警報等の緊急情報のリアルタイムでの伝達体制を早急に強化するため、平成24年度から平成25年度にかけ、Jアラート未整備団体における受信機及び自動起動機の整備に係る経費を全額交付した。</p>	<p>○ 避難勧告等の発令基準の策定支援を実施するとともに、避難行動要支援者名簿の作成・活用状況及び津波避難計画策定状況のフォローアップを実施する。</p> <p>○ 引き続き専門的な知見を有するアドバイザーの派遣を行い、災害情報伝達手段の整備を促進する。</p> <p>○ 自然災害情報をより迅速かつ確実に伝達するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を地方公共団体に促す。</p>	<p>○消防防災施設災害復旧費補助金 ＜令和2年度当初予算＞ 317百万円【復興特会】</p> <p>○消防防災設備災害復旧費補助金 ＜令和2年度当初予算＞ 90百万円【復興特会】</p> <p>○災害時の情報伝達体制の強化に要する経費 ＜令和2年度当初予算＞ 21百万円【一般会計】</p>	<p>○ 避難勧告等の発令基準の策定、避難行動要支援者名簿の作成・活用、津波避難計画の策定などをはじめとする避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。</p> <p>○ 市町村から住民等に対し、避難情報等の災害関連情報を迅速かつ確実に伝達できる体制の構築を目指す。</p>
<p>(ii 関連) (住民への災害情報伝達手段の多様化について)</p>	<p>総務省</p>	<p>平成25年度から、電波利用料財源を活用した周波数有効利用促進事業を開始し、デジタル消防・救急無線や移動系デジタル防災行政無線を整備する市町村等に対し、その整備費用の一部を補助(国庫1/2)。平成28年度をもって事業を終了。交付状況は以下のとおり。</p> <p>・66団体 74億91百万円</p>	<p>平成28年度で事業終了</p>	<p>-</p>	<p>平成28年度で事業終了</p>

<p>(ii 子関連) 周波数有効利用促進事業</p>	<p>総務省</p>	<p>平成25年度から、電波利用料財源を活用した周波数有効利用促進事業を開始し、デジタル消防・救急無線や移動系デジタル防災行政無線を整備する市町村等に対し、その整備費用の一部を補助(国庫1/2)。平成28年度をもって事業を終了。交付状況は以下のとおり。 ・66団体 74億91百万円</p>	<p>平成28年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成28年度で事業終了</p>
<p>(i 関連) 安全・安心な都市・地域の創造</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年度は「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集した。被災地域に実装する取組(平成23年度内)として、6つの活動を採択し、事業を実施。 ○ 平成24年度は戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」を新規研究開発領域として設定し、今回の震災において得られた課題や教訓を科学的に検証し、社会をより強くしなやかなものにするための災害対策やしきみを実現するため、公募を行い、プロジェクトを採択し、事業を実施(～平成29年度)。※なお、平成28年度は、上記取組を熊本地震の対応に活用するプロジェクトを実施。 ○ 上記取組により、これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害からの迅速な回復や減災につながるシステム等を構築した。</p>	<p>○ 平成29年度で事業終了。</p>	<p>—</p>	<p>○ 平成29年度で事業終了。</p>

<p>(vi 関連) 迅速な埋蔵文化財 発掘調査</p>	<p>文部科学 省</p>	<p>○「東日本大震災に伴う埋蔵文化財に関する会議」を設置し、発掘調査の迅速化のため被災地との情報共有、課題解消のための取組を実施。 ○被災地の要望を受け文化庁から全国の都道府県教育委員会に埋蔵文化財専門職員の被災地への派遣協力を要請し、復興事業を遅延させることなく、事業に先立つ発掘調査を実現。 ○令和元年度は福島県の要請をうけ2名の職員の派遣を実現。</p>	<p>○発掘調査報告書の確実な刊行のために必要な助言を行うこと ○福島県における再生加速化事業の円滑な実施のための助言</p>	<p>・復興交付金 <令和2年度予算 113億円の内数> ・福島再生加速化 交付金 <令和2年度予算 791億円の内数></p>	<p>○発掘調査の迅速な実施等により、被災地の迅速な復旧・復興を図る。 ○発掘調査成果の積極的な公開を行うことを通じて、被災自治体の活性化を図る。</p>
<p>(i, ii 関連) 津波防災地域づくり 法に基づく津波防災 地域づくりの推進</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。 ○ 令和2年3月末時点で、被災地においては、青森県、福島県、茨城県及び千葉県で最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されたほか、南三陸町志津川地区等の24地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定された。</p>	<p>○ 引き続き、「津波防災地域づくり法」の周知・活用促進に努める。</p>	<p>—</p>	<p>○ 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>
<p>(iv, ii 関連) 災害復興住宅融資 等の実施</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ (独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資(災害復興宅地融資を含む。)において融資金利の引下げ(当初5年間は0%等)等の実施。 受案件数:20,510件 実行件数:17,245件(令和2年3月末時点) ○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置の実施。 承認件数:6,200(令和2年3月末時点) ○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。 債務整理の同意件数:361(令和2年3月末時点)</p>	<p>○ 引き続き、制度の周知徹底を図り、利用者のニーズを踏まえながら、適確に上記の措置を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>○ 災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。</p>